

令和7年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.1)

《中核機関の立ち上げ・バックアップ》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する都道府県専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

中核機関を設置することの必要性やメリットはどのようなところにあるのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図る重要な役割を担います。

こうした体制を市町村が構築することで、本人や関係機関から権利擁護や成年後見制度の相談を受けた際の専門的助言を確実に確保し、権利擁護支援の内容を多角的に検討し、適切に支援を実施することが可能となります。また、相談窓口が明確化されることは、住民や関係者にとっての相談しやすさに直結し、制度等への理解も深まります。

地域連携ネットワークを中核機関のコーディネートを通じて構築していくことは、家庭裁判所による成年後見制度の適切な運用や監督を支える基盤にもなります。最終的には、住民が「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことを地域全体で支える権利擁護支援の体制づくりにつながるものです。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A1

中核機関は、貴市町村における地域連携ネットワークのコーディネートを担う中心的な機関や体制になります。主な役割は、関係機関や専門職団体との協力・連携の強化を通じて権利擁護支援を推進することにあります。

中核機関を整備することで、本人や現場の関係機関が権利擁護や成年後見制度の相談を抱え込まず、専門的な助言を得ながら支援内容を検討し、適切に実施できるようになります。「どこに相談すればよいか」という相談窓口が明確になることで、住民の方は相談がしやすくなり、制度への理解も深まります。

貴市町村では、家庭裁判所とどのような連携ができていますでしょうか。このように中核機関がコーディネートをを行い、地域連携ネットワークを構築することは、家庭裁判所との円滑な連携（適切な運用・監督）にもつながります。これは、住民が「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことを自治体として守り、支えていくために極めて重要な役割を果たします。

【参考】

・成年後見利用促進ニュースレター 創刊号

<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2022/02/newsletter01.pdf>

・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P20～23

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

第二期成年後見制度利用促進基本計画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html

Q2

中核機関の設置や運営に活用できる財政支援にはどのようなものがあるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

平成 30 年度から、市町村における中核機関の設置・運営や市町村計画策定に要する費用について、地方交付税として措置されています。

また、中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源として、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や中核機関における調全体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う市町村に対する国庫補助事業が設けられています。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A2

平成 30 年度より、中核機関の設置・運営等に要する費用は地方交付税として措置されています。

加えて、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や、調全体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う市町村への国庫補助事業が用意されています。これらを活用することで、庁内予算の確保や地域資源との連携強化、専門職団体への委託などを円滑に進めることが可能です。

【参考】

・市町村に対する国庫補助事業

P7「都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:成年後見制度利用促進体制整備推進事業)」

(厚生労働省 令和8年度予算(案)の概要【参考資料】:社会・援護局(社会))

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/26syokanyosan/dl/gaiyo-06-2.pdf>

Q3

中核機関を広域で設置する場合のメリット、デメリットにはどのようなことが考えられるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

広域で中核機関を設置することにより、参加する市町村の個々の財政負担や、事業運営に関する職員の事務負担が軽減されるというメリットがあります。

具体的には、一定の参加規模を確保した講演会や市民後見人養成研修の開催ができるほか、専門職の確保がしやすくなることなどが挙げられます。専門職の確保により、支援困難ケースへの適切な助言が得られるなど、支援者のスキルアップも期待できます。

また、広域での連携には、機能を分散させる、会議体を共有するなど、地域の実情に応じた様々な連携パターンが実践されています。

こうしたメリットから、特に人口規模が小さく、社会資源等が限られている小規模自治体にとって、近隣自治体と連携した広域設置は、体制整備を進める上での効果的な選択肢となります。

一方、中心となる自治体や各自治体の役割分担の明確化、広域実施に関するコンセプトや申し合わせ事項の検討・共有が必要なため、立ち上げまでに時間を要することや、エリアの拡大に伴う職員等の移動時間の増加などがデメリットとして挙げられます。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A3

広域設置の大きなメリットは、貴市町村単独での財政負担や、事務局を担う職員の方々の事務負担を軽減できる点にあります。

具体的には、単独では開催が難しい規模の講演会や市民後見人養成研修を共同開催できるほか、専門職の確保が容易になります。専門的な助言を得られる体制が整うことで、現場の支援者のスキルアップも期待できます。

現在、全国では「特定の機能を一箇所に集約する」「会議体のみを共有する」など、地域の事情に合わせた多様な連携パターンが実践されています。人口規模が小さく、活用できる地域資源が限られている市町村にとって、広域設置は持続可能な体制を構築するための有力な手段となります。

一方で、参加市町村間での役割分担や、事業の方向性に関する事前の合意形成に一定の時間を要する点、また管轄エリアが広がることで訪問支援等の移動に時間を要する点については、あらかじめ考慮しておく必要があります。

【参考】

・「成年後見制度はやわかり」サイト 自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

Q4

社会福祉協議会が中核機関を受託した場合、定款変更の必要があるのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

受託法人の定款において、必ずしも「中核機関」という名称を直接規定しなければならないわけではありません。

多くの社会福祉協議会では、すでに日常生活自立支援事業や法人後見事業を「権利擁護に関する事業」として定款に記載しています。中核機関の事業をこれらと一体的に実施する場合には、既存の規定の中に含めて解釈することも可能と考えられます。

具体的な手続きや定款の記載内容の適否については、当該法人を所管する都道府県または市町村の担当部署との協議に基づき、適切に助言を行ってください。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A4

受託する社会福祉協議会の定款に、必ずしも「中核機関」と明記しなければならないということではありません。

日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会であれば、すでに定款に「権利擁護に関する事業」や「相談支援事業」が記載されていることが一般的です。中核機関の役割をこれらの事業と一体的に実施するものと整理できれば、既存の定款の範囲内で実施可能と判断されるケースも多くあります。

まずは委託予定の社協の現行定款を確認いただき、具体的な手続きについては、法人を所管する都道府県または市町村の部署へお問合せ願います。これにより、中核機関という新たな社会資源を円滑に地域に組み込むことが可能となります。

Q5

成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

一次相談窓口と二次相談窓口が、地域の権利擁護支援体制の理念や目標を共有するとともに、お互いの役割を正しく理解し、定期的な情報共有や研修を通じて関係づくりを進めることが重要です。

相談をつなぐ際の流れ(フロー)や個人情報の共有ルールなどをマニュアルとして整備したり、連携のあり方を具体的に検討することも有効です。

都道府県としては、市町村が単に窓口を「分ける」だけでなく、中核機関が一次窓口を後方支援する「相談の相談先」として機能し、地域の権利擁護支援の体制を整備できるように支援を行うことが求められます。

② 市町村・中核機関向け

A5

一次相談窓口(地域包括支援センター、基幹相談支援センター等)と二次相談窓口(中核機関)が、地域の権利擁護支援の目標を共有し、互いの役割を理解した上で、定期的な連絡会や研修を通して「顔の見える関係」を築くことが重要です。

「どのようなケースで中核機関につなぐか」という具体的な流れや個人情報の取り扱いルールをマニュアル化し、連携体制を整えることも効果的です。

中核機関が、一次窓口の担当者が抱える困難事例に対する専門的助言(コンサルテーション)を行うことで、結果として適切な相談が中核機関に集まり、地域の地域資源が効果的に活用される体制へとつながります。

Q6

令和2年から実施されている重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかかわっていけばよいのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」という共通点があり、両事業が密接に連携することは双方に大きな効果をもたらします。

重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」では、複合化・複雑化した事例を多機関で解きほぐし支援方針を検討しますが、そこには権利擁護や成年後見制度を必要とする事例が多く含まれます。中核機関がこの会議に参加することで、適切な制度利用や権利擁護支援が可能となります。

また、重層的支援体制整備事業が求める多機関の協働は、中核機関がコーディネートを行う地域連携ネットワークとも重なる部分が多くあります。

両者の連携は、地域の人材や関係する専門職の負担軽減につながるとともに、関係者の制度への理解を深めることに寄与します。

※本事業は自治体の任意事業であるため、実施状況に応じた助言が重要です。

② 市町村・中核機関向け

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、どちらも「地域全体で課題を解決する」という共通の目標を持っています。

貴市町村で重層的支援体制整備事業を実施している（または予定している）場合、その「重層的支援会議」に中核機関が参画することで、ゴミ屋敷や「8050問題」など、権利擁護の視点が欠かせない複雑な事例に対して、専門的な解決策を提示できるようになります。

また、中核機関が進める地域連携ネットワークと、重層的支援体制のネットワークを一体的に運用することで、二重の会議設定を防ぎ、地域の限られた地域資源や専門職の負担を抑えることができます。

このように連携を深めることは、結果として地域住民への切れ目のない支援体制を構築し、権利擁護支援の推進につながります。

【参考】

・重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>

Q7

協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話しを進めていったらいいですか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A7

協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。

多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。例えば、事前に第二期基本計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語を多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と市町村担当者が十分に協議して運営にあたるのが有効です。

都道府県としては、市町村が単に会議を開催するだけでなく、各委員が「自身の役割」を認識し、地域の社会資源として機能し合えるような運営（ファシリテーション）の好事例を提示することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A7

協議会の目的は、専門職団体や当事者団体等の関係機関・団体が連携を強化し、自発的な協力を進める仕組みを地域の中に作っていくことにあります。

多様な視点を持つメンバーが参画するため、事務局（中核機関・市町村担当者）には以下のような運営の工夫が求められます。

【理念の共有】

会議の冒頭等で、第二期計画の理念や協議会の設置目的を再確認し、ベクトルを合わせる。

【配慮ある運営】

専門用語を避け、誰もが議論に参加できるよう平易な言葉を用いる。

【議題の設定】

現場の具体的な困りごとなど、参加者が発言しやすい身近なテーマから設定する。

このように中核機関と市町村担当者が車の両輪となって準備にあたることで、協議会を通じて地域連携ネットワークの強化につながります。

Q8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益です。

たとえば金融機関には、何度も通帳を紛失したり、窓口で頻繁に問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。こうした取組は、福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらおう上で有効です。

都道府県としては、市町村が個別の事業所と交渉するだけでなく、地域の銀行協会といった業界団体との連携を後押しし、多層的な地域連携ネットワークを促進することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに、多様な民間関係者に参加してもらうことは非常に有益です。

金融機関においては、窓口での不自然な引き出しや問い合わせ等を通じて、認知症の兆候がある方を早期に発見し、適切な支援につなげる「見守り」の役割が期待されています。不動産業者においても、契約手続きや管理の場面での早期把握が期待されます。

民間事業者の参画を促す際は、個人情報保護への配慮として「個人情報を含まない模擬事例」を用いた意見交換会から始めることが有効です。これにより、判断能力が不十分な方への対応を一緒に考える場ができ、福祉分野以外の方にも参画の意義を実感していただけます。

中核機関のコーディネートにより、こうした民間事業者との「顔の見える関係」を築くことは、地域連携ネットワークの強化につながり、権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応の体制を強固にすることにつながります。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

令和7年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.2)

《市民後見人の養成と活躍支援》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、市町村・中核機関を都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。

この基本カリキュラムは、市民後見人を養成するために最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したものです。研修を実施する各市町村において、地域の実情に応じて具体的内容を検討する際の標準的な参考資料として活用いただくことが想定されています。

都道府県としては、都道府県自らが市民後見人養成を実施する際に参考にするだけでなく、市民後見人養成を検討している市町村に対して、基本カリキュラムをベースにしつつも、地域の社会資源や課題を反映させた展開ができるよう、専門的な視点から助言・支援を行うことが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。

基本カリキュラムは、市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」としてまとめたものです。

市町村・中核機関においては、専門職団体や家庭裁判所への協力依頼や、現地実習受入先としても想定される日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会との連携など、このカリキュラムの実施に伴う調整業務を通じて、地域連携ネットワークを強化していくこともできます。

【参考】

・「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡 令和5年4月26日)

・成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料

・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q2

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

可能です。

「市民後見人養成のための基本カリキュラム」では、都道府県等が広域開催する研修などで制度・法律関係科目に関する一般的な事項を履修した後に、市町村研修において当該市町村の事業計画や独自施策の特徴などを補足する「補講(2単位 120分)」を受けていただく形式が示されています。

実際に、一部の地域では都道府県と市町村が連携し、市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知るための講義・演習を各市町村が分担して実施している事例があります。

都道府県としては、担い手の確保・育成を広域的な地域課題と捉え、後見活動が想定される圏域の設定や、共通カリキュラムの策定など、市町村を越えた仕組みづくりを推進することが期待されています。

② 市町村・中核機関向け

A2

可能です。

基本カリキュラムでは、都道府県レベルでの広域研修などで一般的な法律・制度科目を履修した後、市町村が実施する「補講(2単位 120分)」において、わがまの事業計画や具体的な取組の特徴を学ぶ構成が認められています。

この仕組みを活用し、都道府県と市町村が役割を分担して研修を実施している先行事例があります。市町村側で地域の介護・福祉サービスや地域資源を深く知るための科目を受け持つことで、より実践的な研修が可能となります。

広域実施を検討することで、単独開催による事務負担を軽減しつつ、中長期的な視野に立った担い手の確保・育成を効率的に進めることが可能となります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P51-52

- ・ 担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。
- ・ 担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

Q3

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

まずは、受け入れ側となる市町村の担当窓口にご相談・確認する必要があります。

市民後見人は、地域の社会資源やネットワークを活用するなど、地域に密着して活動する存在です。そのため、養成研修も各市町村の実情に合わせたプログラムで構成されています。したがって、他市町村で受講した方の受け入れ基準（既修科目の免除範囲等）は、各市町村の判断に委ねられています。

都道府県としては、広域的な視点から、制度・法律関係等の汎用的な科目については互換性を認めるよう市町村へ働きかけるなど、担い手が地域を越えて活躍しやすい環境（流動性の確保）を整えることが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A3

まずは、貴自治体の担当窓口にて、個別の相談・確認を行ってください。

市民後見人は、地域の地域資源やネットワークを熟知し、活用しながら活動します。養成研修も市町村の実情に合わせて設計されているため、他市町村での受講歴を持つ方の受け入れ方針は、市町村ごとに異なります。

厚生労働省からは、法律等の一般的な科目については互換性を認めつつ、市町村独自の取組については補講等で補う考え方が示されています。

転入者等を受け入れる際は、面接による適性確認や、必要な科目の履修状況を確認した上で、柔軟かつ適切に判断することが有効です。

【参考】

・厚生労働省では、市民後見人養成研修の科目の互換性について下記の通り考え方を示しています。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q4

市民後見人養成研修修了者のなかから、後見人候補者を検討する際の基準がありますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

後見人候補者の検討に関する一律の基準はなく、各市町村の判断によります。

多くの自治体では、養成研修への取り組み状況（出席率やレポート内容等）を把握し、被後見人の意向や相性などを総合的に勘案して選定しています。

中には、研修受講の状況や登録時の面接結果などに独自の基準を設けて数値化し、候補者選定の参考にしている事例もあります。

都道府県としては、市町村が適切なマッチングを行えるよう、意向確認の定期的な実施や、選定プロセスの公平性を担保する仕組みづくりについて助言することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A4

後見人候補者の検討に全国一律の基準はなく、各市町村の判断に委ねられています。

実務においては、研修時の受講態度や習得状況を考慮しつつ、ご本人の生活歴や意向、候補者との相性などを多角的に検討して選定を行うのが一般的です。客観性を高める工夫として、面接内容や研修実績を数値化し、選定の際の判断材料としている市町村もあります。

また、市民後見人自身の生活状況や健康状態、活動への意向は年々変化するため、定期的に意向確認を行い、常に最新の情報を把握しておくことが、地域の権利擁護支援の担い手の継続的な協力を得ていくために重要になります。

Q5

市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーター、地域における意思決定支援の確保を図る取組を行う意思決定サポーターなどとして活躍いただいている自治体があります。

厚生労働省が示す基本カリキュラムにおいても、家庭裁判所から選任される後見人等だけでなく、地域共生社会の実現に向けた「地域の権利擁護に関わる多様な担い手」の育成という観点が重視されています。

都道府県としては、市町村に対し、修了者が身近な地域活動の中で権利擁護の視点を活かせるよう、多様な活躍の場を創出することを促すことが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーター、地域における意思決定支援の確保を図る取組を行う意思決定サポーターなどとしての活動が考えられます。

「市民後見人」という名称であっても、その対象範囲は広く、日常生活自立支援事業の生活支援員や権利擁護サポーターなどを含んだものとしてカリキュラムが作成されています。

選任までの待機期間中も、これらの活動を通じて現場経験を積むことは、将来的な後見活動へのスムーズな移行に繋がります。また、修了者が地域の地域資源として多方面で活躍することは、地域全体の権利擁護意識の向上や、見守りネットワークの強化にも大きく寄与します。

「市民後見人」の範囲

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるよう配慮を行った。
- 名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料
・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q6

養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A6

市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所等の間で、市民後見人の受任が適しているケースや選任時の考慮要素を共有することが重要です。個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、候補者イメージの認識を共有することも有効な取り組みのひとつです。

また、複数後見や、課題解決後に専門職から市民後見人に交代する「リレー方式」などの選択肢を含めた検討ができるよう、市町村や中核機関が、専門職団体と家庭裁判所の協力を得て、受任調整の仕組みづくりを行っていくことが、市民後見人の受任機会の拡大につながります。

都道府県としては、家庭裁判所の支部等も含めた広域的な協議の場を設定し、市町村が提示する候補者推薦の目安が、裁判所の運用と円滑に整合するよう支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A6

関係機関（市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所）で、市民後見人の受任に適した事案や選任の目安を事前に共有しておくことが重要です。模擬事例を用いた検討会を行い、どのような属性の候補者が適しているか、認識を合わせておくことも有効です。

また、単独での受任だけでなく、専門職との「複数後見」や、困難な課題を専門職が解決した後に市民後見人が引き継ぐ「リレー方式」などを積極的に検討してください。専門職団体や家庭裁判所の協力を得て「権利擁護支援チーム」を形成し、受任者調整のプロセスを仕組み化していくことが、市民後見人の活躍の場を広げる鍵となります。

こうした体制を整えることで、地域の貴重な権利擁護支援の担い手である市民後見人が、ご本人の意向に沿った柔軟な形で支援に関わることが可能となります。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P39

- 都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。
- 家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

Q7

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A7

中核機関等が行う市民後見人へのサポートとして、後見業務や家庭裁判所に提出する書類作成等に関する相談に応じるほか、被後見人等との関係性や信頼関係づくりについて助言したり、制度や福祉サービス等の後見業務に必要な知識に関する研修会を開催したりすることは、活動の質の向上につながります。

市民後見人の後見監督人となっている社会福祉協議会もあります。

さらに、活動費用の負担軽減のため、保険料や活動報酬の助成なども市民後見人の活動を支える重要な要素となります。

都道府県としては、市町村が単独で解決困難な損害賠償保険への対応検討や、広域的な研修機会の提供などを通じて、地域における権利擁護支援の担い手としての市民後見活動を安定的に維持できるよう支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A7

中核機関が行う具体的なサポートには、日々の後見実務や裁判所への報告書類作成に関する相談への対応があります。

また、ご本人（被後見人）との信頼関係づくりへの助言や、最新の福祉サービスに関するスキルアップ研修の開催などは、活動の質と安心感を高めるために有効です。運営形態によっては、社会福祉協議会が後見監督人を引き受ける体制をとることもあります。

加えて、活動に伴う実費負担を抑えるための活動報酬の助成や、万が一の事故に備えた保険料の補助なども、活動を継続いただく上で大きな支えとなります。

中核機関がこうした多角的なバックアップ体制を整えることで、地域の貴重な権利擁護支援の担い手である市民後見人に、その専門性と市民性が十分に発揮できる環境整備につながります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P22
（保険についての記載）

- 後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「市民後見関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai_go/kaigo_koureisha/shiminkouken/index.html

※市民後見人についての説明や、カリキュラム、市民後見人に関する取組などをご覧ください。

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

令和7年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.3)

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、市町村・中核機関を都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールであれば、利益誘導の問題や中核機関の中立性は保たれやすいと思われます。

しかし、専門職が少なく、担い手が不足している地域もあり、本人にとってふさわしい候補者を会議で検討した結果、会議出席者自身が候補者となり受任する場合があります。

そのような場合は、客観性や透明性を確保する観点から、受任調整会議の記録を作成する際に、検討の経緯や候補者選任の理由について、とくに注意して記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

都道府県としては、市町村が地域の担い手の状況に応じて柔軟に運用しつつも、第三者から見て選任の妥当性が疑われないような「記録の標準化」を支援することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールを基本とすることで、利益誘導の防止や中核機関の中立性を保ちやすくなります。

一方で、専門職の数が限られ、担い手が不足している地域では、検討の結果、出席者自身が最もふさわしい候補者として選任されるケースも現実起こり得ます。

こうした場合には、選任プロセスの客観性と透明性を担保するため、会議録において「なぜその人が選ばれたのか」「他に候補はいなかったのか」といった検討の経緯や選任理由を詳細に記録してください。適切な記録は、地域の貴重な担い手である専門職と中核機関の信頼を守ることにもつながります。

【参考】

令和3年度 K-ねっと報告書(P.17)

https://www.zcwvc.net/member/research/res_advocacy/

Q2

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任調整の段階で本人の個人情報共有してよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

個人情報の提供は、本人の同意を得た上で行うことが原則です。都道府県としては、市町村が相談の初期段階から「必要な範囲での情報提供」について本人からあらかじめ同意を得られるよう、適切な業務フローの確立を助言することが重要です。

加えて、専門職団体と「情報提供の様式」や「守秘義務」に関する申し合わせを行い、地域の担い手が安心して連携できる多層的な地域連携ネットワークを整えるよう促してください。

情報の共有範囲については、各市町村の協議会等の場で、地域の実情に応じた共通認識を形成しておくことが有効です。

また、本人の権利擁護支援を推進するため、受任調整会議において「本人と候補者の顔合わせ」の必要性を検討するよう、市町村へ働きかけることも重要です。

本人と候補者の顔合わせは、本人が安心して制度を利用できる配慮でもあり、本人の制度利用に関わる意思決定支援を確保することにもつながります。また、候補者にとっても本人の価値観や嗜好、状況などを知る機会にもなります。双方にもメリットがある取組として、管内市町村へ実践事例を情報提供することも、都道府県の重要な役割です。

② 市町村・中核機関向け

A2

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールを原則とすることで、利益誘導の防止や中核機関の中立性を保ちやすくなります。

一方で、専門職の数が限られ、担い手が不足している地域では、検討の結果、出席者自身が最もふさわしい候補者として選任されるケースも現実に起こり得ます。

こうした場合には、選任プロセスの客観性と透明性を担保するため、会議録において「なぜその人が選ばれたのか」「他に候補はいなかったのか」といった検討の経緯や選任理由を詳細に記録してください。適切な記録は、地域の貴重な担い手である専門職と中核機関の信頼を守ることにともつながります。

また、候補者の絞り込みとあわせて、受任調整会議において「本人と候補者の顔合わせ」の必要性についても検討してみてください。本人同意の上で実際に顔合わせを実施し、お互いを知る機会を設ける取組は、各地で広がっています。

本人と候補者の顔合わせは、本人が安心して制度を利用するための配慮であるとともに、本人の意思決定支援を確保する重要なプロセスです。また、候補者にとっても、本人の価値観や嗜好、生活状況を直接知る貴重な機会となります。双方にとってメリットのある有効な取組です。

○「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」P.256～257「個人情報の取り扱い」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

Q3

中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えています。身寄りがない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わりの方法について参考になる資料はありますか？

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

医療関係者との連携にあたっては、厚生労働省医政局の通知(令和元年6月3日)により示されている「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や、その事例集(令和4年8月12日)が極めて重要な指針となります。

医療機関に対し、行政や中核機関が直接伝えるほか、外部の専門職や都道府県専門アドバイザーなど第三者の立場から助言することも、現場の混乱を解きほぐす上で有効です。

都道府県としては、成年後見制度の目的や後見人等の役割について、研修等を通じて病院や福祉施設等へ普及を図るなど、関係者の権利擁護支援と制度への理解を深めていくことが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A3

医療現場との連携には、国の指針である「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年)」および「同事例集(令和4年)」が活用いただけます。

これらの資料を根拠に、後見人等ができること・できないことを医療機関と共有することが重要です。市町村や中核機関から直接説明するだけでなく、都道府県専門アドバイザー等の第三者からの助言を得ることも、円滑な合意形成には有効です。

また、医療機関等の関係機関との連携を推進している地域包括支援センターの取組(地域ケア会議や研修会等)と協働して、日頃から病院や施設等に対して、後見人等の役割を周知しておくことは、いざという時の迅速な連携につながります。

医療機関を地域の重要な地域連携ネットワークの一員と捉え、顔の見える関係を築いておくことが、権利擁護支援が必要な人を支える体制の整備に大きく寄与します。

【参考】

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

Q4

福祉関係者を中心とした支援チームに法律専門職の後見人が加わり、支援方針について話し合っています。

後見人は、「チームで決めたことに従います」というスタンスで、これに対して福祉関係者からは、後見人にもう少し主体的に意見を出して欲しいという声があがっています。中核機関としてどのようにチームに関わったらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、後見人等が単独で判断するのではなく、チームの一員として意思決定支援に関わっていくことを基本的な考え方としています。

中核機関として、後見人の役割についてチーム全体で改めて共通認識を持つ機会をつくるなど、後見人を孤立させないサポートが重要です。

上記のような事例の場合、具体的には、法律専門職に対し、どの部分について後見人としての意見(法的な判断や身上保護の方針等)を求めているのかを事前に明確に伝える工夫が有効です。また、福祉関係の専門用語を平易に解説するなどの配慮も求められます。

都道府県としては、中核機関がこうした多職種連携の調整役(コーディネーター)として機能し、地域連携ネットワークが強化できるよう、研修や助言を通じて支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づき、後見人がチームの一員として適切に役割を果たせるよう、中核機関がコーディネートしてチームづくりをサポートすることが重要です。

会議を円滑に進めるため、上記のような事例の場合、法律専門職に対しては「この事項についての後見人としての見解が欲しい」と事前に具体的に伝えておくなどの工夫が考えられます。

また、福祉の専門用語を噛み砕いて共有し、後見人等が議論に加わりやすい環境を整えましょう。後見人を孤立させないことが、ご本人の意思を尊重した支援に繋がります。

もし、専門職との意思疎通が著しく困難な場合などは、地域の権利擁護支援の担い手としての信頼関係を維持するため、所属する専門職団体に相談し、適切な連携のあり方を模索することも一つの選択肢です。

【参考】

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（2020年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>

Q5

中核機関を設置し、個別事例の相談が増えてきました。専門的な観点から助言をもらうために、どのようなやり方があるでしょうか。

③ 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

都道府県において、個別事例の相談にも対応する相談窓口や都道府県専門アドバイザー（権利擁護支援総合アドバイザー）を設置し、市町村に派遣したり、オンラインで相談を受ける仕組みづくりが始まっています。

また、市町村において、専門職団体と協議して、依頼内容や方法、費用等を決め、アドバイザー契約を締結するなど、助言を得られるような体制づくりを進めている地域もあります。

都道府県においては、都道府県域での専門職・専門職団体との連携を一層推進するとともに、各市町村における専門職との連携の工夫や財源等について情報収集し、共有することも期待されます。

広域的な視点から、市町村が単独で確保しにくい高度な専門性を、都道府県の多層的な地域連携ネットワークを活かして提供・調整することが求められます。

④ 市町村・中核機関向け

A5

都道府県では、個別事例の相談にも対応可能な相談窓口や都道府県専門アドバイザー（権利擁護支援総合アドバイザー）を市町村へ派遣したり、オンラインで相談を受け付けたりする仕組みの整備が進んでいます。

まずはこうした広域的な支援制度の活用を検討してください。

また、自市町村において、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と協議し、依頼方法や費用を定めたアドバイザー契約を締結するなど、日常的に助言を得られる体制を構築している地域もあります。

こうした工夫により、現場の担当者が困難事例を抱え込まず、適切なタイミングで専門的知見を取り入れることが可能となります。専門職との連携を強化することは、権利擁護支援の強化と職員の負担軽減の双方に寄与します。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>